物件調書

《ご注意》

★　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

★　物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。なお、入札時と契約時の現況が異なる場合は、契約時の現況を優先します。なお、本物件について、種類、性質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。

★　物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。

★　如何なる場合も本市は責任を負いません。

★　入札は、今後予告なしに中止する場合があります

物件番号	2601		
所在地	大阪市浪速区恵美須西二丁目７番22内		
住居表示	大阪市浪速区恵美須西二丁目７番街区		
貸付面積	135.65㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成３年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地（アスファルト舗装）
接面道路の状況	北側　市道　　現況幅員　約８ｍ　　舗装有　高低差なし		
用途地域	商業地域		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro 堺筋線　恵美須町駅の南西方　約130m　徒歩　約２分 阪堺電気軌道阪堺線　恵美須町駅　の　西方　約160m　徒歩　約２分		
現況			
令和９年３月31日まで賃付中です。賃貸借期間満了日までに退去します。			
特記事項			

１　賃貸借期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとします。
ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう１年更新することができます。なお、更新については、令和14年３月31日を超えることができないものとします。
なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。

２　平面利用（コインパーキング含む）に限定した一時使用を目的とする賃貸とします。工作物（ただし容易に撤去可能で建築確認申請が不要なものに限る）等を設置する場合は、本市と協議のうえ、周辺の環境に配慮して行うとともに、借地借家法（平成３年法律第90号）第25条が適用される一時使用とします。

３　現状有姿で賃貸しますので、本物件を使用する際に整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については、全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。
なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。

４　土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。

５　賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。

６　賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさない様に清掃、除草等を定期的に行うなど、適切に本物件の管理をしてください。（前面道路付近も含む）

７　悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。

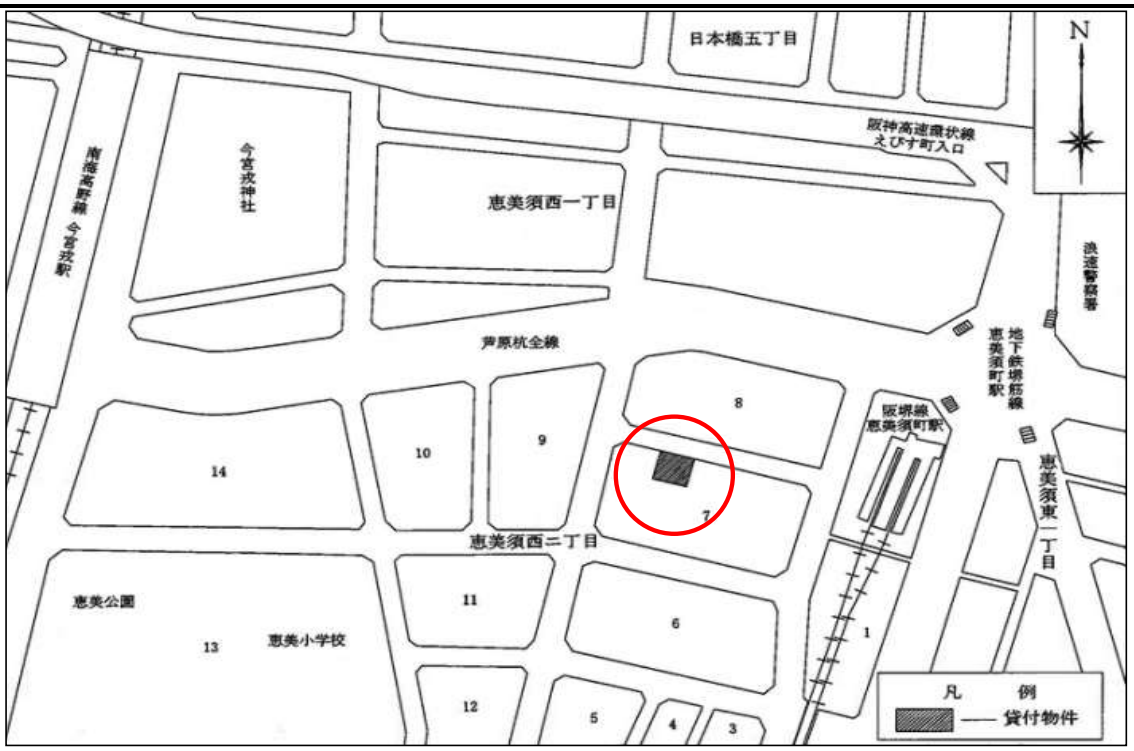
８　本物件を駐車場として使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら、施設の適切な管理・運営を行って下さい。

９　貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。

お問い合せ先
大阪市都市整備局企画部区画整理課清算グループ　TEL 06（6208）9441

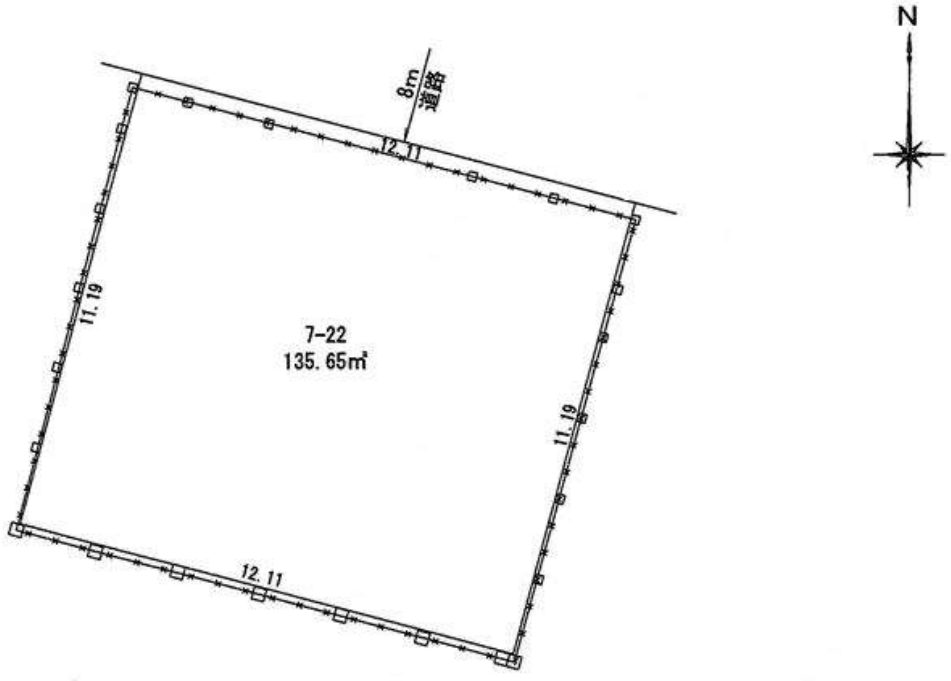
物件番号	2601

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	2602		
所在地	大阪市港区市岡元町二丁目５番21		
住居表示	大阪市港区市岡元町二丁目５番街区		
貸付面積	149.22㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成３年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側　市道　　現況幅員　7.272m　　舗装有　高低差なし		
用途地域	準工業地域、一部商業地域		

交通機関

鉄道	Osaka Metro 中央線　弁天町駅の東方　約0.6km　徒歩約8分 大阪シティバス　辰巳橋駅の南西　約約0.6km　徒歩約3分

現況

北側に段差があります。（高低差約１ｍ）

特記事項

１　賃貸借期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとします。
ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう１年更新することができます。なお、更新については、令和14年３月31日を超えることができないものとします。
なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。

２　平面利用（コインパーキング含む）に限定した一時使用を目的とする賃貸とします。工作物（ただし、容易に撤去可能で建築確認申請が不要なものに限る）等を設置する場合は、本市と協議のうえ、周辺の環境に配慮して行うとともに、借地借家法（平成３年法律第90号）第25条が適用される一時使用とします。

３　現状有姿で賃貸しますが、本物件の北側隣地境界付近（境界から約2.2m～3.1mの範囲）に段差があり、高低差は約１mです。当該段差は北側隣地及び西側の一部の土留めとして機能しているため、現況のまま使用することとなります。本物件を使用する際に既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については、全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。
なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。

４　土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。

５　賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。

６　賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさない様に清掃、除草等を定期的に行うなど、適切に本物件の管理をしてください。（物件に接する道路付近も含む）

７　悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。

８　本物件を駐車場として使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら、施設の適切な管理・運営を行って下さい。

９　貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。

お問い合せ先
大阪市都市整備局企画部区画整理課清算グループ　TEL 06（6208）9441

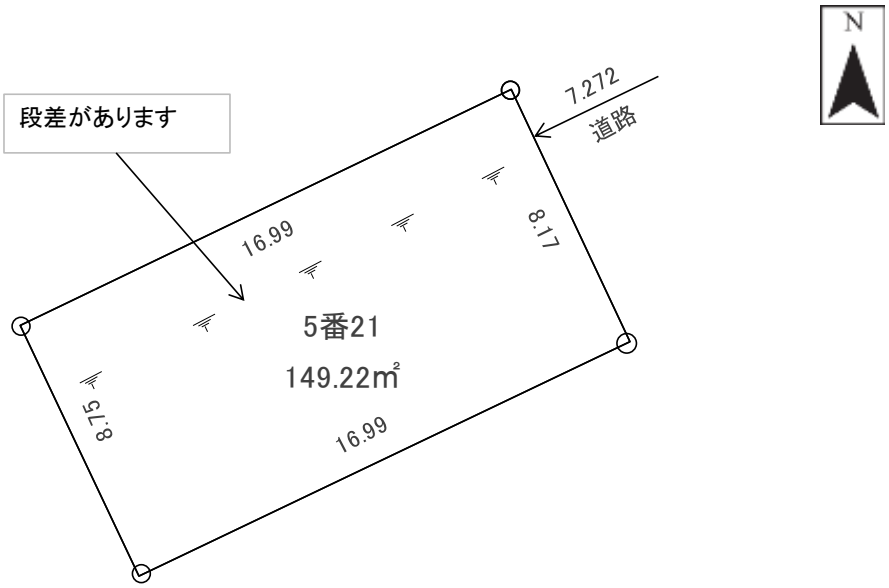
物件番号	2602

周　辺　図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明　細　図



物件番号	2603		
所在地	大阪市東淀川区豊里五丁目14番９（一部）		
住居表示	大阪市東淀川区豊里五丁目14番街区		
貸付面積	304.67㎡		
指定用途	平面利用(時間貸駐車場に限る)		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地（一部アスファルト舗装）
接面道路の状況	西側　市道　　現況幅員　約11m　　舗装有　高低差なし 北側　市道　　現況幅員　約11m　　舗装有　高低差なし		
用途地域	第１種住居地域		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro 今里筋線　だいどう豊里駅の西方　約450m　徒歩約6分		

現況

・四辺にネットフェンスを設置しています（隣地、道路境界から約60cm控えて設置）
・道路境界から約１ｍアスファルト舗装しています

特記事項

１　賃貸借期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までとします。
ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう１年更新することができます。なお、更新については、令和14年３月31日を超えることができないものとします。
なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。

２　時間貸駐車場に限定した一時使用を目的とする賃貸とします。工作物等を設置することは出来ません。

３　現状有姿で賃貸しますので、本物件を使用する際に整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については、全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。
なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。

４　土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。

５　賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。

６　賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさない様に清掃、除草等を定期的に行うなど、適切に本物件の管理をしてください。（物件に接する道路・歩道付近も含む）

７　悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。

８　本物件を駐車場として使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら、施設の適切な管理・運営を行って下さい。

９　貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。

お問い合せ先
大阪市都市整備局企画部区画整理課清算グループ　TEL 06（6208）9441

物件番号	2603

周　辺　図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明　細　図

